

【パティシエ・和菓子職人募集！】経営ノウハウを引き継ぎ早期事業継承！



研修先：

○菓子の吉藤（老舗お菓子屋）

明治時代から続く街のお菓子屋さん。

家族内継承が途絶え、店主も高齢に。

黒字経営しており常連客も多いお店。

だからこそ

店名が変わっても、商品が変わっても

この地で愛され続けてほしい。

村山市の中心市街地「楯岡商店街」には老舗が多い中で、後継者不足により黒字経営のまま廃業を検討している事業者が多くあります。その1つが菓子の吉藤。今回は、1年間の経営研修を経て黒字経営のまま事業継承を行う魅力ある仕事です。

<こんな人におすすめ！>

- ・お菓子屋さんで修行しそろそろ自分のお店を持ちたい（例：30代お菓子屋勤務など）
- ・お菓子作りのスキルには自信があるけど経営が不安（収支計算、仕入れ先、常連客など）
- ・初期投資をかけて、人を雇って経営するリスクが不安

⇒給料をもらいながら経営スキルを研修して黒字経営している店舗をそのまま継承できます！
事業継承後も必要があれば現店主が補助スタッフとして継続的に寄り添います！

1. 活動内容

<1年目>

①収支の勉強

実際の経営資料を元に商品の価格、売り上げ、経費などの経営を学びます。

②仕入れ、管理、商品販売など一連の販売を研修

雇われパティシエ（又は和菓子職人）の場合はすべてを1人で担う機会は少ないが個人店では必須のスキル。仕入れ業者との信頼関係を築き、既存の機材を適正に使用して材料や商品を安全に管理し販売を行う一連を研修します。

③信頼関係の構築

市商工会や市観光物産協会と連携して地域に愛される信頼関係を店主と一緒に築きます。

④商品開発と販売モニター

オリジナル商品を試作しテスト販売、実際の売れ行き確認を行いながら、既存商品のとの比較をすることで、給料をもらいながら自分の商品を仕上げるのが可能。また、ロングセラー商品を受け継いで継続した常連客の確保と安定した収入の確保も可能。

⑤リニューアルオープンの準備

起業支援金（100万円）、空き店舗等活用事業補助金（150万円）など市の補助金を活用したりリニューアルオープンの計画や準備を行います。

<2年目>

- ①希望があれば数か月の短い期間での延長が可能（オープン準備に合わせて）

2. 勤務条件

身分 会計年度任用職員（市職員）

勤務時間 1週間当たり概ね35時間（例：1日7時間勤務、週休2日など）

報酬（月額）1年目 191,100円（状況に応じて：2年目 192,400円）

賞与 年2.45か月分、共済保険など ※家賃補助を含め年収330万円相当

費用負担

[市が負担するもの]

- ・住居の家賃（月額50,000円まで） ※村山市での家賃5万円…3DK程度
住まいは民間アパートを担当職員がサポートしながら一緒に選べます
※店舗に付随する住宅をリフォームして一軒家に住むことも可能
- ・業務で使用する車（リース車、ガソリン代）
- ・活動に要する消耗品費、研修費、旅費、車両の借上料など
（支出のためには、活動を行う前に市との協議が必要です。）

[自己負担となるもの]

- ・転居に要する費用、毎月の光熱水費 ・自家用車の購入、維持に係る費用など

3. 村山市での生活のイメージ

○1週間のスケジュール例

月	火	水	木	金	土	日
8:30~16:30 店舗で研修	8:30~16:30 店舗で研修 経理の学習	8:30~16:30 店舗で研修	8:30~16:30 店舗で検収 商工会打合せ	8:30~16:30 店舗で研修 新商品開発	休み 山形県内飲食店 の食べ歩き	休み 温泉巡り

○1週間のスケジュール例

- ・8:30…市役所商工観光課に出勤、朝礼、スケジュールの確認
- ・9:00…菓子の吉藤に研修（商品仕込み、営業研修、新商品開発など）
- ・14:00…商工会打合せ
- ・16:00…市役所商工観光課で終礼、打合せ
- ・16:30…退勤

4. 募集内容

職名 村山市地域おこし協力隊員

募集人数 1名

任用日 内定後随時着任（応相談）

任用期間 任用日から1年間（最長で1年延長可能）

応募資格

<必須要件>

- ①三大都市圏をはじめとする都市地域等（東京都、宮城県仙台市など）に在住の方
- ②任用後に村山市に住民票を異動させることができる方
- ③元職人または現職人（パティシエ・和菓子職人どちらでも可）の方
- ③自動車運転免許を取得している方（または取得見込みの方）
- ④Word、Excel、PowerPoint、メール等の一般的な操作ができる方
- ⑤地方公務員法第16条の欠格要件（禁固刑以上受刑中又は執行猶予期間中など）に該当しない方

<歓迎スキル・要件（なくてもOK）>

- ①地域の人とお話するのが好きな方
- ②フルーツ大国の山形県で地元特産品を使ったスイーツを作りたい方

5. 応募方法

提出書類 ①履歴書 1通（顔写真付きの一般的な様式のもの）

②住民票抄本 1通（1ヶ月以内のもの）

③志望理由書 1通（A4横書き1枚程度、図表等も使用可）

志望理由書は、志望動機のほか、ご自身の経験やスキル、任期終了後の展望などについてまとめてください。（手書き、PC作成など自由）

受付期間 令和8年4月15日（水）～令和8年12月25日（金） 必着

メール提出：カラーデータをメール

郵送提出：資料一式を郵送（※郵送の場合、提出書類は返却いたしません）

※先着順に審査をいたします

※制度説明や応募状況の説明のため書類提出前に必ず下記担当までメール又はお電話で申込希望の旨のご連絡をお願いします

書類提出先 〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

村山市 政策推進課 地方創生係 あて

メール：seisaku@city.murayama.lg.jp

6. 選考

第1次選考	先着順に随時書類選考を行います。 ※申込前に事前にお電話又はメールで申し込みを希望する旨ご連絡ください。
第2次選考	第1次選考合格者を対象に、面接選考を行います。 日時等は、第1次選考の結果とともにお知らせします。 面接場所：村山市役所
最終結果の報告	面接後にその場で口頭により合否の判定を通知します 面接日の1週間後を目安に正式な合否通知を郵送します

※選考経過、結果等に関するお問い合わせにはお答え出来ません。

7. お問い合わせ先

ご不明な点などについては、下記までお問い合わせください。

村山市 政策推進課 地方創生係 （担当：富樫）

所在地 〒995-8666 山形県村山市中央一丁目3番6号

メール seisaku@city.murayama.lg.jp

電話 0237-55-2111（内線272）

募集要項（事業継承分野）

1. 募集の概要

村山市は、山形県の中心部に位置する人口約 20,000 人のまちです。中央に最上川が流れ、東西には山があり、美しい自然が身近にある土地です。夏は暑く、冬には雪が降りますが、その分、四季がはっきりと感じられます。郊外には田園風景が広がり、米、スイカ、さくらんぼ、りんご、もも、トマト、そばなどの栽培が盛んで、豊かな食の恵みにあふれています。

村山市の中心市街地の楯岡商店街には昔からの老舗が多い中、少子高齢化による担い手不足で、黒字経営のまま廃業を検討する事業者が増えてきております。

その人気店、人気商品、又は店主の人情や商店街のにぎわいづくりのために事業継承コーディネートによる地域おこし活動を行いながら、将来的な自身の事業継承のための研修を行い、3年間準備をして黒字経営のまま事業継承を行います。

2. 地域おこし協力隊として受け入れたい人物像

- ・ 単に事業継承をして自分のお店を出したい方でなく、地域に密着して活動できる方、お菓子屋さんや看板屋さんの店舗や商品に熱い思いを持てる方の応募を求めています。
- ・ 人情を含めて店主のライフスタイルに共感できる方、理想とする方からの応募を求めています。

3. 活動の内容

- ・ 自分が事業継承をすることを前提として店舗での研修を行います。
- ・ その他相談したいができていない事業者を発掘するため商工会や観光物産協会と連携体制をつくりまします。
- ・ 事業継承マッチングに向けた広報又は自身の事業継承の準備を行います。

4. あると望ましい知識や経験

- ・ 応募にあたって特別な知識や経験を求めるものではありません。
- ・ 事業継承を希望する店舗についてあらかじめ知ってもらい、そのお店や商品、店主の人情に惚れ込んだ状態で応募していただくことをおすすめします。
- ・

5. 協力隊退任後の展望

- ・ 自身が事業継承を行い、初年度から黒字経営を目指します。

6. 委嘱の条件

(1) 職位

- ・ 市が会計年度任用職員として雇用します。配属先は市商工観光課を想定しています。

(2) 業務期間

- ・ 任用日から1年として毎年更新し最長3年まで更新できます。

(3) 業務日時

- ・ 1日あたり7時間、週5日勤務（週あたり35時間）
- ・ 休日や休暇などのその他条件については、「村山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の規定のとおりとなります。

(4) 報酬

- ・ 月額 191,100 円（1年目）、192,400 円（2年目）、193,400 円（3年目）
- ・ 期末・勤勉手当（6月：1.2か月分、12月：1.2か月分）、
通勤費（片道2km以上の場合）を支給します。退職金はありません。

(5) 市が負担できる費用

- ・ 地域おこし活動に必要となる消耗品費、研修費、旅費、車両借上料などの活動費（支出のためには、予算計上や執行手続きが必要となるため、実際の活動を行う前に市との協議が必要です。借り上げた車両は生活のためには使用できません。）
- ・ 健康保険料、厚生年金保険料
- ・ 住居の家賃（市が契約した民間アパートで家賃補助の上限は月額 50,000 円までとします。）

(6) その他条件

- ・ 職務専念義務や信用失墜行為の禁止などの服務規則が適用されます。